

2014年6月27日 全11頁

経済構造分析レポート - No.27 -

希望をつないだ新成長戦略（下）

岩盤規制の改革は大きく進展、あとは実効性の担保

経済調査部 主任研究員
溝端 幹雄

[要約]

- 2014年6月に閣議決定された成長戦略の改訂版「『日本再興戦略』改訂2014」（以下、新成長戦略）では、事業環境について、収益性を高めるコーポレートガバナンスの強化や法人実効税率の2015年度からの引き下げが明記される点等は高く評価できるが、法人実効税率の具体的な引き下げ幅やスケジュール感、引き下げに伴う財源の確保がどこまで示されるのかは、年末に向けた税制改革大綱が決まるまで予断を許さない。
- さらに、プロビジネス的な環境整備が必要な分野は行政手続きの簡素化・オンライン化などがあり、新たに設置される対日直接投資の司令塔やTPP等の経済連携協定といった枠組みを活用しながらも、収益性を高めるさらなるビジネス環境の整備が必要と考える。
- 農協・農業生産法人・農業委員会等の農業改革は、一部を除いて高く評価できるものである。ただし、企業による農地の所有が認められていないと農業の大規模経営が行われにくい。また、農地への優遇課税をなくし、宅地並み課税にすることで農地保有の機会費用を高めれば、本当に必要な農家や法人への農地の集約を促すことになる。
- 医療についても、特に混合診療の適用範囲を大幅に拡大することについては評価したい。ただし、混合診療について実効性のある運用体制作りが、今後の大きな課題となるだろう。例えば、治療内容等の安全性や有効性に配慮しながらも、できるだけ患者本位の治療が受けられるよう、客観的な判断ができる独立性の高い専門家会議を設けることや、適用対象の病院や診療所での治療体制を常時監視していく仕組みを設けるなどの対策が必要である。
- グローバルな競争圧力の高まりや超少子高齢社会のピークを迎える前に、イノベーションを促す人材力の強化やそれを促す周辺環境の整備・規制改革が必要だ。今後は教育投資や人材活用への優遇政策も含めて、雇用・人材面で一歩進んだ成長戦略を打ち出すべきである。

本稿では、拙著「希望をつないだ新成長戦略（上）－改革は進むも雇用面で課題」に続いて、事業環境と農業・医療等の岩盤規制を中心に新成長戦略の各メニューの概要と評価を行う。

1. 収益力を高めるビジネス環境の実現

イノベーションを促して雇用の流動性を高める新しい雇用・労働市場が求められる一方で、生産要素である物的資本が有効に活用されているかどうかや、最終財・サービス市場が競争的であるかどうか、さらなるイノベーションの促進には欠かせない。

そうした観点から今回の新成長戦略のビジネス環境の改革メニューを評価すると、収益性を高めるコーポレートガバナンスの強化や法人実効税率の2015年度からの引き下げが明記される点等は高く評価できるが、法人実効税率の具体的な引き下げ幅やスケジュール感、引き下げに伴う財源の確保がどこまで示されるのかは、年末に向けた税制改革大綱が決まるまで予断を許さない。さらに、プロビジネス的な環境整備が必要な分野は行政手続きの簡素化・オンライン化などがあり、新たに設置される対日直接投資の司令塔や TPP 等の経済連携協定といった枠組みを活用しながらも、収益性を高めるさらなるビジネス環境の整備が必要と考える。

(1) 収益性を高めるインセンティブを強化

前回の成長戦略では、会社法の改正により社外取締役の導入を促すことや監査等委員会設置会社の選択、さらには機関投資家に投資先企業との積極的な対話を通じた経営改善を促す「日本版スチュワードシップコード」といったコーポレートガバナンスを強化する施策が打たれた。

今回の新成長戦略で取り上げられるメニューは、そうしたコーポレートガバナンスのさらなる強化だ。具体的には、上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」の策定が盛り込まれた。上場企業はこのコーポレートガバナンス・コードに従うか、従わない場合はその理由を説明しなければならない（“Comply or Explain”）。今夏にも有識者による議論を始め、2015年半ばまでに策定見込みである。

また、ベンチャー企業と大企業とのマッチングを図りベンチャー支援をする「ベンチャー創造協議会（仮称）」の創設（2014年秋を目途）、政府調達でのベンチャー企業の参入促進、求職活動中の創業準備・検討を行う人々に対する雇用保険給付の取り扱いの明確化、GPIF改革による公的・準公的・民間資金を活用した中長期の成長資金の供給促進等も取り上げられている。

こうした内容が掲げられる背景には、政府が2014年4月に公表した「対日直接投資に関する有識者懇談会」報告書（以下、報告書）で述べられている内容が参考になる。報告書では、海外企業が日本市場で投資やビジネスを行う上での懸念材料として、「低い収益性」と「高い事業コスト」を挙げている。その中には、企業が収益を引き上げるインセンティブが諸外国と比べて小さいことや、行政手続きの数の多さや所要時間の長さ等が指摘されている。そのため、市場からの評価や社外取締役による経営監視機能の強化により収益性の引き上げを狙っている。

(2) 対日直接投資の司令塔の設置

企業の生産要素の有効活用を促すこれらの改革は望ましいものである。それに加えて、国内市場の競争圧力を高める対日直接投資の加速も重要だ。

前回の成長戦略では、対内直接投資残高について 2020 年までに 35 兆円と現状より倍増させる計画が示されたが、新成長戦略ではその具体的な推進体制の強化として、経済財政政策担当大臣を中心とし、規制改革担当大臣、外務大臣、経済産業大臣らで構成される「対日直接投資推進会議（以下、推進会議）」が、今後の対日直接投資の司令塔の役割を果たすことが決まった。その推進会議が在外公館・ジェトロによる案件発掘・誘致活動の働きかけを指示すると共に、外国企業のニーズを把握し必要な制度改革実現に向けて、関係大臣や関係会議（経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、国家戦略特区諮問会議等）との取組を進めることになる。

さらには、前回の成長戦略で示されたように、TPP をはじめとする経済連携協定の推進は、国内外の競争を促すために引き続き強力に進める必要がある。特に、知的財産の保護等の経済取引ルールを主体的に整備していくことは、今後の日本の知的財産の競争力を確保する上で必須条件であると考えられる。

(3) 法人実効税率引き下げの方向性は評価

こうした対日直接投資を促す大きな要素の一つに、法人実効税率の引き下げがある。現在、東京都で 35.64% の法人実効税率を他の先進国や近隣のアジア諸国並みの 25% 程度に引き下げる案がこれまでも出ていたが、具体的には明記されていなかった。政府から同時に公表された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」にも記されているように、法人実効税率の引き下げは 2015 年度から開始し、今後数年かけて 20% 台にまで引き下げることが明記された。具体的な引き下げのスケジュールや最終的な税率、その裏付けとなる財源等については、年末の平成 27 年度税制改革大綱に向けた詰め作業を注視していく必要はあるが、法人実効税率の引き下げ開始時期とその方向感を明確に示したことは大いに評価できる。

法人実効税率の引き下げ分を補う代替財源については、課税ベースの拡大と自然増収分等で賄うことが望ましい。ただし、課税ベース拡大の際に租税特別措置を廃止・縮小していくのは望ましい方向性と考えられるが、重要性が高まっている知的財産への投資を促す優遇税制は税額控除などの仕組みを戦略的に用いてもいいのではないかと考える。さらに、法人税だけでなく、他の税も含む総合的な税制改革や歳出削減により財政バランスを図ることも必要であろう。

(4) プロビジネス的な行政手続きの簡素化・オンライン化が必要

また、ビジネス環境の改善に必要なのは法人実効税率の引き下げだけではない。報告書や溝

端[2014]¹でも指摘しているように、日本は他国と比べて、法人が支払う税・社会保険料の回数やその処理に要する時間の長さには大きな問題があり、その他にも、企業の創業時に発生する行政手続きでもその処理が煩雑かつ時間がかかる。そのため、こうした周辺分野の改革も同時に行わないと、法人実効税率の引き下げ効果が小さくなるリスクがある。2016年1月から運用が開始されるマイナンバーなども大いに活用しつつ、行政手続きを簡素化・オンライン化してワンストップで処理できるようなビジネス環境の整備（電子行政の徹底）も必要だ。

今回の新成長戦略では、国家戦略特区内での創業時の手続きをワンストップで一括して行う窓口として新たに「開業支援ワンストップセンター（仮称）」が設けられることになり、対日直接投資を促すための一歩を踏み出したと評価できる。

さらに、対日直接投資の増加等に伴ってやってくる高度外国人材の引き留めも重要である。そのためには、例えば国家戦略特区内での個人所得税の最高税率を大幅に引き下げるといったことも検討課題となるだろう。近年では人材の国際間での移動も激しさを増している。そのため、足の速い資本に関する法人実効税率の引き下げの議論と同じように、高度外国人材のような移動コストの小さい生産要素についても課税を他国並みに抑えていくなど、グローバル競争を踏まえた戦略的な税体系を再構築することも今後の大きな課題となるのではないかと。

（5）地域活性化としての観光の活性化

その他、今回の新成長戦略では地域活性化として「観光の活性化」を取り上げており、政府は「世界最先端の観光立国の実現」を目指している。

具体的には、査証発給の免除国の拡大（インドネシアを最優先し、その後はベトナムやフィリピンも検討）や発給要件緩和の対象国拡大（ブラジルや中東諸国等が候補）、観光時の滞在期間を富裕層向けに限定して最大90日から1年へ延長するといった規制緩和、そして出入国手続きの迅速化・円滑化（国際会議に出席する人や海外の要人向けの優先レーンの設置）等の政策を列挙している。これらを2015年度から実施する方針だ。さらに、訪日外国人からの不満が多いとされる無料公衆無線LAN環境の整備についても、今回は取り上げられている。また、外国人旅行者向けの消費税免税制度については、2014年10月より消耗品にまで対象品目が広げられるが、そうした免税店を2020年に向けて全国各地で1万店規模へと倍増させる予定である。

これらは観光産業というサービスを域外に販売しやすくなる点でメリットがあるが、同時に、時間の限られる観光客が複数の観光地を容易に移動しやすいように、乗り換えなく移動できるLCCや高速鉄道・道路といった移動手段を増やしたり、観光地や交通機関、宿泊施設等で英語を含む多言語での案内表示を充実させる等、一層利便性を高めることが重要だろう。さらに、移動コストの抑制や観光地の情報発信の仕方の工夫も必要である。

¹ 溝端幹雄[2014]「成長戦略の効果を削ぐ隠れた要因：電子行政の徹底等による行政手続きの合理化が急務」大和総研レポート、2014年4月11日。

2. 岩盤規制は崩れたのか？

(1) 岩盤に大きな穴が開いた農業

今回の新成長戦略では、いわゆる岩盤規制として雇用の他にも、農業と医療・介護が取り上げられているが、2つ目の農業分野については政府の規制改革会議農業ワーキング・グループが2014年5月に「農業改革に関する意見」を発表した内容に基づき、農協・農業生産法人・農業委員会等の農業改革が纏められている。その内容は一部を除いて高く評価できるものである。

① 農協・農業委員会・農業生産法人の改革

まず今回の農協改革では、農協全体を取り纏める全国農業協同組合中央会（JA 全中）が主導して地域農協へ経営指導を行う従来の役割を大幅に見直し、地域農協（単協）が独自に地域の実情に合った農協経営が行える体制を求めると共に、現在の JA 全中を5年の猶予期間（農協改革集中推進期間）を設けて「自律的な新たな制度に移行する」ことで、新たな別組織への転換を促す内容となっている。

また、農産物の販売や流通を担っている全国農業協同組合連合会（JA 全農）については、株式会社化を可能にし、経営効率やバリューチェーンの付加価値の向上を図ることで、現在は高止まりしている流通コストの低下や6次産業化を促す措置を講じるものである。農協は協同組合であるため、現在は独占禁止法の適用除外となっており、たとえ農協が独占力を行使して農家からの農作物の購入価格を抑制したり、農作物の消費者への販売価格や農機具の農家への販売価格が高止まりしても、それらを是正することはできなかった。もし JA 全農が株式会社化すれば、こうした価格の適正化が可能になる。

さらに、単協が行ってきた金融（信用）・保険事業は、全国の農協から集められた資金を運用する農林中央金庫（農林中金）等や全国共済農業協同組合連合会（JA 共済連）へ統一することで、単協では農林中金等や JA 共済連から受託契約した窓口・代理業を行い、そこからの委託手数料を得る形態へと変わることになる。

さらに、各市町村に設置されており農地売買の許可権限を持つ農業委員会の改革についても、従来の農家の互選による農業委員の選出方式を改め、各市町村長に委員の選出権限を委譲させることで、農家以外の農業委員（過半を認定農業者²とする）を取り込む仕組みへの改革を盛り込んでいる。また、機動的な対応を可能とするため農業委員の規模を半分程度に縮小することや、農業委員会の業務の執行状況に関する積極的な情報公開、農地利用最適化推進委員（仮称）の新設（農地集約化や耕作放棄地の状況を調査・監視し、農業委員会へ報告を行うもの）、等の改革も挙げられている。

² 認定農業者とは「農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者」を指す。詳しくは、農林水産省のウェブページ (http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html) を参照されたい。

農業生産法人の改革では、これまで議決権を有する出資者の出資比率上限が 25%に規制されていたものを 50%未満へ高める（残りの議決権は農業関係者が占める）ことで、生産性の高い農業を目指すための農業の大規模化に必要な外部資金の調達を容易にする内容だ。ただし、規制改革会議で示された当初案よりも後退しているのは、事業拡大への対応として、一定期間、農業生産を継続して実施している農業委員会の許可を得た法人は、農業生産法人の適用要件についても除外される規制緩和である。今回の新成長戦略では、更なる農業生産法人の要件の緩和や農地制度の見直しについて5年後に再度検討するとしており、改革内容が後退している。つまり、株式会社による農地取得は引き続き認められておらず、暫くはリース方式での運営を行うことになる。

② 今後詰めるべき農業における課題

今回の新成長戦略では、政治的な最終調整の段階で JA 全中が廃止から縮小へと表現が緩和されるなどの問題も残るが、農業分野については岩盤規制に大きな穴が開いたと評価してもよい。

ただし今後の課題も残る。それは農業生産法人で述べたように、企業による農地の所有が認められていないことである。農地の所有権獲得が認められないと、企業は将来に向けた事業計画を策定しづらく、設備投資を行うインセンティブに欠けてしまう。そのため、農業の大規模経営が行われにくい。企業が農地を所有する方式だと、事実上、耕作放棄や産業廃棄物置場となった場合の確実な原状回復の方法が現状では担保できないのがその理由というが、企業が所有しなくても農地の耕作放棄は進んでいることもあり、農地の不適切な利用には罰則を科すなどして、5年後より前倒して議論することで、企業の農地取得を積極的に認めるべきだ。

さらには、農地関連の税制改革も課題だ。現在、農地への課税は優遇されており、保有に伴う税負担が軽くなっている。そのため、高値で売却される機会をうかがいながら農地を保有することが可能であるため、これを宅地並み課税にすることで農地保有の機会費用を高めれば、本当に必要な農家や法人への農地の集約を促すことになる。

もちろん、新成長戦略では今後の方向性として、新しい農地制度の在り方の検討や企業の農業参入を促す制度的枠組みについて継続的に検討するため、政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」内で農業改革の進捗状況の検証と今後のあるべき改革の姿を検討する機関を設置する見通しだ。農業改革をもう一歩前へ進めるためには、上で挙げたような効率的な農業経営を促す改革案の実現が今後の早急に取り組むべき大きな課題であるといえよう。

(2) 混合診療の拡大へ踏み出した医療

岩盤規制の3つ目である医療・介護分野については、2013年12月に産業競争力会議の医療・介護等分科会が公表した中間整理等に基づき、新成長戦略では主に4つの分野での見直しが列挙されている。特に混合診療の適用範囲を大幅に拡大することについては評価したい。

① 患者主体の混合診療を創設

まず、医療保険制度改革である。具体的には、最先端の医療技術・医薬品等への迅速なアクセスを実現するための規制改革や後発医薬品の積極的な利用等であり、特に成長戦略の意味合いが強い前者の取り組みに注目したい³。

例えば、保険診療との併用が可能な保険外併用療養費制度（評価療養と選定療養）の拡大策として新たに導入される「患者申出療養（仮称）」は、保険適用外かつ評価療養の対象にもなっていない国内未承認薬等のうち、患者が強く希望するものについては、安全性・有効性を確認することを前提に、保険診療との併用を認めるものである。

新成長戦略では、国内初の症例で患者申出療養が利用される場合は、新たに設置する専門家会議において6週間、2例目以降の場合は中核病院において2週間で審査を行う旨が示されており、対象となる病院・診療所の数も国内初の症例に適用される場合は15の中核病院とその連携病院（合計100か所超）で、2例目以降の場合は地域の病院や診療所を合わせて1,000か所超も受診可能となる予定だ。これらの改革によって患者の先進医療へのアクセスが大幅に改善されるのと同時に、先進医療におけるイノベーションを促す効果も期待できる。

その他にも、評価療養の対象となる治療を受けるには先進医療の安全性や有効性を確かめる治験に参加することが必要だが、治験を受けるのには年齢などの厳しい条件があり、全ての希望者が治験に参加できるわけではない。こうしたことを受けて、治験に参加しなくても保険診療を併用しながら先進医療を受けることが可能な「日本版コンパッションエートユース」を2015年度から導入する旨が記されている。

また、従来の保険併用（評価療養）の対象となる先進医療の審査についても、昨年の成長戦略を受けて2013年11月に最先端医療迅速評価制度が創設されたことで、先進医療の認定に向けた審査期間が従前の6～7か月から3か月程度と短縮されている。

もちろん、混合診療が拡大されると患者の厚生水準は上昇するだろうが、これまで全額負担となるため生じなかった保険診療が新たに発生するため、その分、医療給付は拡大する恐れもある。患者の選択肢が拡大するというメリットを維持しつつも、医療給付の適正化といった対策も今後の課題と言える。

³ 今回の混合診療の拡大に関する内容については、例えば、石橋未来[2014]「拡充される混合診療について：それでも高額な保険外診療は患者の選択肢となりうるか」大和総研レポート、2014年6月20日、で詳細に論じられている。

② より柔軟な医療・介護経営が可能に

また、複数の医療法人や社会福祉法人等をグループとして一体的に経営する「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」の創設は、グループ全体での理念・意思決定の共有や、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、さらにグループ内での職員の移動等を可能とし、医療や介護の間でサービスの連携もしやすくなることから、医療・介護サービスの効率化・高度化に貢献するだろう。2014年中に結論を得て、2015年中に医療法人制度及び社会福祉法人制度上の措置を目指すとされている。

③ 今後の改革で注視すべき点は何か

今回の成長戦略で混合診療が拡大されたが、今後の制度設計次第では、その内容が骨抜きにされるリスクもある。

例えば、患者申出療養で患者が治療内容の安全性や有効性について尋ねる専門家会議において、専門家が治療内容に対してあまりにも保守的な判断を下すようなことがあれば、実際の治療が進まないことになる。また、患者申出療養の適用対象となる病院や診療所の数が大幅に絞られてしまうと、遠方に住む患者にとって治療を行うのが難しくなり、混合診療拡大のメリットを享受できないこと、そして新しい治療や医療機器の開発インセンティブが損なわれるリスクも残る。

そのため、治療内容等の安全性や有効性に配慮しながらも、できるだけ患者本位の治療が受けられるよう、客観的な判断ができる独立性の高い専門家会議が必要である。さらに、適用対象の病院や診療所での治療体制を常時監視していく仕組みを設けるなどの対策が必要である。そうした具体的な制度設計は、厚生労働省の中央社会保険医療協議会等で行われることになるだろうが、混合診療について実効性のある運用体制が設計されることを望みたい。

3. 全体のまとめ

最後にレポート全体のまとめを行いたい。

今回の新成長戦略では、これまで政府が改革に手が付けられなかった農業や医療において比較的思い切った改革メニューが示されており、昨年の成長戦略よりも高く評価できる内容であると言える。その一方で、肝心の雇用・労働市場改革はまだ踏み込み不足の感が強い。

具体的には、労働時間規制の三位一体改革が後退し、さらに不当解雇時の事後的な金銭解決の結論も先送りとなるなど、雇用面で大きな課題が残るものとなった。今後は、実効性のある労働時間規制を組むことで、中途半端な雇用・労働市場改革にならないように一層の取り組みが必要である。例えば、政府は労働時間の上限規制や休日・有給休暇の取得義務化等に加えて、ハローワークなどの人材を民間で対応できない労働基準監督署へシフトさせることで、長時間労働の徹底的な抑制に力を注ぐべきだ。

法人実効税率の2015年度からの引き下げが明記された点は高く評価できるが、具体的な引き下げ幅やスケジュール感、引き下げに伴う財源の確保がどこまで示されるのかは、年末に向けた税制改革大綱が決まるまで予断を許さない。

農業や医療といった岩盤規制の改革も高く評価できるが、企業による農地所有を認めることや農地関連の税制改革、混合診療について実効性のある運用体制作りが、今後の大きな課題となるだろう。

グローバル化、超少子高齢社会における成長戦略でより重要なのは、イノベーションを促す人材力の強化やそれを促す周辺環境の整備・規制改革である。今後は教育投資や人材活用への優遇政策も含めて、雇用・人材面で一歩進んだ成長戦略を打ち出すべきである。

以上

【経済構造分析レポート（旧：経済社会研究班レポート）】

- ・ No. 27 溝端幹雄「希望をつないだ新成長戦略（下）－岩盤規制の改革は大きく進展、あとは実効性の担保」2014年6月27日
- ・ No. 26 溝端幹雄「希望をつないだ新成長戦略（上）－改革メニューは示されたが雇用面で課題」2014年6月27日
- ・ No. 25 石橋未来「拡充される混合診療について－それでも高額な保険外診療は患者の選択肢となりうるか」2014年6月20日
- ・ No. 24 石橋未来「超高齢社会における介護問題－人材・サービス不足がもたらす「地域包括ケア」の落とし穴」2014年5月9日
- ・ No. 23 溝端幹雄「成長戦略の効果を削ぎかねない隠れた要因－電子行政の徹底等による行政手続きの合理化が急務」2014年4月11日
- ・ No. 22 石橋未来「英国の医療制度改革が示唆するもの－国民・患者が選択する医療へ」2014年3月27日
- ・ No. 21 小林俊介「設備投資循環から探る世界の景気循環－期待利潤回復、不確実性低下、低金利の下で拡大局面へ」2014年2月6日
- ・ No. 20 小林俊介「円安・海外好調でも輸出が伸びない5つの理由－過度の悲観は禁物。しかし短期と長期は慎重に。」2014年2月6日
- ・ No. 19 小林俊介「今後10年間の為替レートの見通し－5年程度の円安期間を経て再び円高へ。3つの円高リスクに注意。」2014年2月6日
- ・ 近藤智也・溝端幹雄・小林俊介・石橋未来・神田慶司「日本経済中期予測（2014年2月）－牽引役不在の世界経済で試される日本の改革への本気度」2014年2月5日
- ・ 神田慶司「今春から本格化する社会保障制度改革－真の意味での社会保障・税一体改革の姿を示すべき」（2014年1月29日）
- ・ 鈴木準・神田慶司「消費税増税と低所得者対策－求められる消費税の枠内にとどまらない制度設計」（2014年1月20日）
- ・ 溝端幹雄「安倍政権の成長戦略の要点とその評価－三本目の矢は本当に効くのか？」（2014年1月20日）
- ・ No. 18 石橋未来「診療報酬プラス改定後、効率化策に期待－持続可能な医療のためには大胆かつ積極的な効率化策が必要となろう」2014年1月15日
- ・ No. 17 石橋未来「米国の医療保険制度について－国民皆保険制度の導入と、民間保険会社を活用した医療費抑制の試み」2013年12月16日
- ・ 小林俊介「米国金融政策の変化が世界経済に与えるもの」2013年10月25日

- ・ No. 16 小林俊介「「日本は投資過小、中国は投資過剰」の落とし穴—事業活動の国際化に伴う空洞化が進む中「いざなぎ越え」は困難か」2013年10月16日
- ・ 神田慶司「これで社会保障制度改革は十分か—「木を見て森を見ず」とならないよう財政健全化と統合的な改革を」2013年10月11日
- ・ 神田慶司「来春の消費税増税後の焦点—逆進性の問題にどう対処すべきか」2013年9月20日
- ・ No. 15-1 小林俊介「QE3 縮小後の金利・為替・世界経済（前編）—シミュレーションに基づく定量的分析」2013年9月9日
- ・ No. 15-2 小林俊介「QE3 縮小後の金利・為替・世界経済（後編）—グローバルマネーフローを中心とした定性的検証」2013年9月9日
- ・ No. 14 石橋未来「超高齢社会医療の効率化を考える—IT 化を推進し予防・健診・相談を中心とした包括的な医療サービスへ」2013年8月15日
- ・ No. 13 小林俊介「量的緩和・円安でデフレから脱却できるのか？—拡張ドーンブッシュモデルに基づいた構造 VAR 分析」2013年8月15日
- ・ No. 12 溝端幹雄「成長戦略と骨太の方針をどう評価するか—新陳代謝と痛みを緩和する「質の高い市場制度」へ」2013年7月25日
- ・ 鈴木準・近藤智也・溝端幹雄・神田慶司「超高齢日本の30年展望—持続可能な社会保障システムを目指し挑戦する日本—未来への責任」2013年5月14日
- ・ No. 11 溝端幹雄「エネルギー政策と成長戦略—生産性を高める環境整備でエネルギー利用の効率化と多様化を」2013年2月6日
- ・ No. 10 神田慶司「転換点を迎えた金融政策と円安が物価に与える影響—円安だけでインフレ目標を達成することは困難」2013年2月5日
- ・ 近藤智也・溝端幹雄・神田慶司「日本経済中期予測（2013年2月）—成長力の底上げに向けて実行力が問われる日本経済」2013年2月4日
- ・ No. 9 溝端幹雄「超高齢社会で変容していく消費—キーワードは「在宅・余暇」「メンテナンス」「安心・安全」」2012年8月10日
- ・ No. 8 神田慶司「失業リスクが偏在する脆弱な雇用構造—雇用構造がもたらす必需的品目の需要増加と不要不急品目の需要減少」2012年8月10日

その他のレポートも含め、弊社ウェブサイトにてご覧頂けます。

URL : <http://www.dir.co.jp/>